

## ●税の免除・軽減に係る優遇制度

※下記は概要です。対象業種・立地規模・立地区域等の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

市町村名	条例名等	免除・軽減内容
深谷市	深谷市工場等立地促進条例	固定資産税を5年間0.7/100に軽減
越生町	越生町企業誘致条例	固定資産税を1年間免除、2年間軽減(2年度税率0.28/100、3年度0.56/100)
ときがわ町	ときがわ町企業立地支援条例	固定資産税を1年間免除、2年間軽減(2年度税率0.28/100、3年度0.56/100)
小鹿野町	小鹿野町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	固定資産税を3年間免除(過疎地域に係るもの)
神川町	神川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例	固定資産税を3年間0.35/100に軽減(過疎地域に係るもの)
寄居町	寄居町企業誘致条例	固定資産税(償却資産は機械及び装置に限る)を3年間免除

## &lt;問い合わせ先&gt;

市町村	担当部署	連絡先
深谷市	産業振興部 産業ブランド推進室	048(577)3819【直通】
越生町	企画財政課 企業誘致担当	049(292)3121【代表】
ときがわ町	企画財政課 政策担当	0493(65)1521【代表】
小鹿野町	産業振興課 工業担当	0494(79)1101【代表】
神川町	経済観光課 商工観光担当	0495(77)0703【直通】
寄居町	企業誘致戦略室 企業誘致戦略班	048(578)8815【直通】